

報告第 1 1 号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 1 2 月 9 日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第13号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月7日

大田原市長 津久井 富 雄

損害賠償の額の決定及び和解について

令和元年9月1日、大田原市薄葉2158番地17先、市道薄葉44号線で発生した道路の崩れによるタイヤの損傷事故について、当該事故による損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

1 損害賠償額 37,830円

2 和解の内容

- (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額37,830円を支払う。
- (2) 当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所 ○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○